

「第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業費補助金」 ～よくあるお問い合わせ～

令和4年4月11日時点

1 補助金対象者について

- Q1-1 今回の補助金の対象者は。
- Q1-2 「第三者認証取得飲食店」の定義は。
- Q1-3 第三者認証取得手続き中に補助申請した場合、認証を取得後に連絡が必要か。
- Q1-4 複数の店舗を営業しているが、補助の加算や上乗せはないのか。
- Q1-5 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象となるか。
- Q1-6 ゴルフ場、温泉施設などを営業する中で、直営で飲食店を併設しているが、対象となるのか。
- Q1-7 宿泊施設内にテナントとして入っている飲食店は、対象となるのか。
- Q1-8 宿泊施設内の宿泊施設直営の飲食店を経営しているが、対象となるのか。
- Q1-9 令和3年度鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業で補助金を受領している場合も、今回の事業の対象となるのか。また、前回と今回の事業の違いは。

2 補助対象経費について

- Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。
- Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。
- Q2-3 国、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。
- Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金等を受領しているが、今回の補助金は対象外となるのか。
- Q2-5 二酸化炭素センサーのリース契約を行ったが、補助対象になるか。
- Q2-6 換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。
- Q2-7 換気扇の清掃費用は補助対象になるか。
- Q2-8 店舗や事業所で、マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが、補助対象になるか。
- Q2-9 PR費用は補助対象になるのか。
- Q2-10 購入にあたって、特に注意することはあるか。
- Q2-11 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。
- Q2-12 消費税は補助対象となるのか。
- Q2-13 特定の商品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるのか。
- Q2-14 次亜塩素酸水生成器はどのようなものが補助対象になるのか。
- Q2-15 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。
- Q2-16 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。
- Q2-17 空気清浄機はどのようなものが補助対象となるのか。

3 申請手続きについて

- Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。
- Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。
- Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。
- Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。
- Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。
- Q3-6 申請はいつまでできるのか。
- Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。
- Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。
- Q3-9 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。
- Q3-10 領収書だけでよいか。明細も必要か。
- Q3-11 レシートも拳証書類となるのか。
- Q3-12 領収所等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。
- Q3-13 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。
- Q3-14 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。
- Q3-15 複数店舗経営しているが、補助金の交付後に新たに第三者認証取得した店舗がある。追加で補助金の申請はできないか。
- Q3-16 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。
- Q3-17 空気清浄機等が品薄のため、令和4年12月28日までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。
- Q3-18 令和3年3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。
- Q3-19 レシート等の数が多く、「第1号様式3（1）支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。

4 補助金の交付について

- Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。
- Q4-2 交付されない場合があるのか。
- Q4-3 審査結果は通知されるのか。
- Q4-4 県からはどのような名義で支払われるのか。
- Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。
- Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。
- Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。
- Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。

1 補助金対象について

Q1-1 今回の補助金の対象者は。

A 県内の第三者認証取得飲食店を営業者を対象としています。（令和3年度「鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業」とは対象者が異なりますので、御留意ください。）

なお、第三者認証取得手続き中（鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局へ飲食店第三者認証申請書を提出）の事業者からの補助申請も受け付けておりますが、補助金の交付は認証取得を確認後になります。

Q1-2 「第三者認証取得飲食店」の定義は。

A 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店、喫茶店又は菓子製造業に係る許可に限る。）に記載されている事業者が営む県内の事業用施設で、飲食を目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設であって、鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設を意味します。

Q1-3 第三者認証取得手続き中に補助申請した場合、認証を取得後に連絡が必要か。

A 事務局で認証取得を確認するため、連絡等は必要ありません。

Q1-4 複数の店舗を営業しているが、補助の加算や上乗せはないのか。

A 1店舗あたり10万円以内となっており、食品衛生法上の営業許可証に記載されている店舗を複数営業している事業者については、店舗数毎に10万円の上限が加算されます。（例：1事業者で3店舗申請する場合は、最大30万円）

なお、複数の店舗を営業者の皆さまは、1回の申請で複数店舗分を申請してください。

Q1-5 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象となるか。

A 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象者は、補助対象外となります。

Q1-6 ゴルフ場、温泉施設などを営業する中で、直営で飲食店を併設しているが、対象となるのか。

A 鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設を有する飲食店であれば対象となります。

Q1-7 宿泊施設内にテナントとして入っている飲食店は、対象となるのか。

A 鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設を有する飲食店であれば対象となります。

Q1-8 宿泊施設内の宿泊施設直営の飲食店を営んでいるが対象となるのか。

A 鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設を有する飲食店であれば対象となります。

Q1-9 令和3年度鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業で補助金を受領している場合も、今回の事業の対象となるのか。

また、前回と今回の事業の違いは。

A 前回の補助金を受領している場合も対象となります。

また、今回の事業は、鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設を有する飲食店を営む事業者が補助対象者となりますので、御留意ください。各事業の違いは次のとおりです。

	前回事業（令和3年度）	今回事業（令和4年度）
事業名	飲食店感染防止対策強化支援事業	第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業
事業の目的	県で実施している飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策現地調査及び飲食店第三者認証制度に併せて、新型コロナウイルス感染拡大防止を強化する飲食店を営む者に対して支援する。	県飲食店第三者認証制度による認証の取得を促進し、もって新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立のため、予算の定めるところにより、第三者認証取得飲食店を営む者に対して支援する。
対象施設	食品衛生法に基づく営業許可証（現に効力を有する飲食店又は喫茶店、菓子製造業に係る許可に限る。）に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備（物品販売に付随して、完成品又は半完成品からの簡易な調理をしたものを飲食させることを目的とする設備を除く。）を有し、専ら集客を目的とする施設	食品衛生法に基づく営業許可証（現に効力を有する飲食店又は喫茶店、菓子製造業に係る許可に限る。）に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備（物品販売に付随して、完成品又は半完成品からの簡易な調理をしたものを飲食させることを目的とする設備を除く。）を有し、専ら集客を目的とする施設であって、鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に基づき現に有効な認証を受けている施設

2 補助対象経費について

Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。

A 鹿児島県では、「新型コロナウイルス感染防止対策現地調査事業及び飲食店第三者認証制度」の事業の主旨を踏まえ、補助金申請要領「4 補助対象経費」に記載してある物品等を対象とさせていただいておりますので、ご確認ください。

また、手袋・ゴミ袋などの通常の飲食営業で使用する消耗品をはじめ、汎用性が高い物品や機器等、本来の用途ではなく機能の一部のみしか感染症防止対策に該当しない物品や機器等については、補助対象経費とは認めていませんので、御注意ください。

【例】換気機能がないエアコン：対象外

近年では、空気清浄機能やウイルス除去機能が付いた商品が流通しているが、本来、室内の温度や湿度を調整することが本来の目的であり、感染防止対策以外の用途に対する汎用性が高いため。

また、県が対象としていないにもかかわらず、あたかも対象であるかのような営業や勧誘を行う業者がいるようですので、併せて御注意ください。

Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。

A 購入前の交付はできません。今回の補助金は、感染防止対策のために必要となる経費の内容が分かるものとして、実績報告書に領収書等を添付いただいた上で、補助金額を確定して交付させていただくこととしています。御理解願います。

Q2-3 国、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。

A 同じ物品等にかかった費用について、本補助金と国・市町村等の他の補助金とを二重に申請することは、補助金の重複申請となるため、申請することはできませんので、御注意ください。重複して補助金を受給した場合には、返還となります。

ただし、同じ物品の購入等に本補助金と市町村等が実施する補助金を二重ではなく、併用することは可能です。

例1) 20万円の換気扇に県補助金10万円、市補助金10万円

⇒申請可(併用)

例2) 10万円の換気扇に県補助金10万円、市補助金10万円

⇒申請不可(二重に補助金を受給している不正受給となります。)

Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金等を受領しているが、今回の補助金は対象外となるのか。

A 県や市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金については、その用途が決まっていないため、本補助金の申請と重複することはありません。

よって、本補助金の対象となる経費について申請できます。

Q2-5 二酸化炭素センサーのリース契約を行ったが、補助対象になるか。

A 購入のみを対象としているため、リース契約は補助対象経費ではありません。

Q2-6 換気扇の設置工事費用や、修理・交換・取り替えは補助対象になるか。

A 補助対象経費となっている機器等の設置費用については、対象となります。

また、修理・交換・取り替えについても補助対象となります。

ただし、トイレの換気扇については感染防止対策以外の用途に対する汎用性が高いため、補助対象外となります。

Q2-7 換気扇の清掃費用は補助対象になるか。

A 清掃の外注費は、補助対象外になります。

Q2-8 店舗や事業所で、マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが、補助対象になるか。

A 訪れる方へのマスク着用の周知徹底を図った上で、それでも忘れてしまった方のために使用する目的で、予備的に購入するものは対象となります。

Q2-9 PR費用は補助対象になるのか。

A ポスター、チラシ等の印刷費のほか、チラシ折り込み費用やデザイン作成等の外注費については、補助対象外になります。

Q2-10 購入にあたって、特に注意することはあるか。

A 物品等を自社内部の取引、個人間での取引、オークション（ネットオークション含む）によって購入した場合及び中古品の購入については対象外となります。

また、支払いについては、現金又は申請者のクレジットカードで購入したものが対象であり、各種ポイント、金券、商品券（プレミアム付き含む）、クーポン、仮想通貨等で支払ったものについては対象外となります。

なお、購入にあたっての手数料（送料、振込手数料、代引手数料）については、補助の対象となります。

Q2-11 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。

また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。

A 補助金により取得等したものについては、各事業者の皆様の自主的な感染防止強化対策への取組に対する支援という趣旨をご理解いただき、その趣旨に沿った適切な使用等をお願いしております。

したがって、他者への譲渡や貸し出し、感染防止対策以外の目的での使用は認められません。

Q2-12 消費税は補助対象となるのか。

A 消費税は補助対象外となりますので、必ず「税抜価格」で積算の上、申請してください。

Q2-13 特定の備品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるか。

A 全ては補助対象にならない場合があります。事業者の規模に応じて、年度内に消費できないと思われる場合は、補助期間内の必要数を確認し減額する可能性があります。

Q2-14 次亜塩素酸水生成器はどのようなものが補助対象になるのか。

A 主として共用物や共用場所の清拭消毒に用いる次亜塩素酸水を生成するものが補助対象経費になります。

なお、空間除菌のための次亜塩素酸噴霧器などは補助対象外となりますので御注意ください。

Q2-15 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。

A アルコール消毒液（濃度 60%以上 95%以下のエタノール）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、次亜塩素酸水、亜塩素酸水が補助対象経費になります。

消毒方法等については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」を御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q2-16 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。

A マスクやパーティションなどを自作した場合の材料費は補助対象経費にはなりません。

Q2-17 空気清浄機はどのようなものが補助対象となるのか。

A 厚生労働省のHPにおいて、窓からの換気と併せて、過般式の空気清浄機を併用することは換気不足を補うために有効とされ、空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量が5 m³/min 程度以上のものを使用することとされています。

・「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

・「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

このことから、本補助事業において補助対象となる空気清浄機は、HEPAフィルタを用いた空気清浄機に限定しています。

3 申請手続きについて

Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。

A 鹿児島県のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/ninshoinshokutenshien.html>)

○ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 新型コロナウイルス感染症対策

> 第三者認証取得飲食店の感染防止対策を支援します！

○または「鹿児島県 第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業」で検索

以下の機関等でも配布しております。

- ・ 県庁商工政策課，各地域振興局・支庁総務企画課，各離島事務所総務課（係）
- ・ 県下商工会議所，商工会

Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。

A 申請者数が多数に及ぶため、個別送付には対応しておりません。

Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。

A それぞれ、以下の資料を添付してください。

(1) 申請額を証する領収書等の写し

(2) 誓約書

(3) 振込先の口座の通帳の写し（通帳の表面及び1・2ページ目）

(4) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（飲食店，喫茶店又菓子製造業に限る）

Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。

A 補助対象期間は令和3年12月29日から令和4年12月28日までとしています。感染防止対策の経費として、その期間内に購入し、支払いを終えている必要があります。

なお、補助金の不正受給を防止する観点から、納品まで必ず終わらせるようにしてください。

Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。

A 以下へ郵送してください。

※ 差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 郵送料金は、申請者の御負担となります。

〒892-0842

鹿児島市東千石町1-1 第8川北ビル4階 内

鹿児島県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業事務局 宛て

Q3-6 申請はいつまでできるのか。

A 令和4年5月9日月曜日から12月28日水曜日（当日消印有効）までです。

Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。

A 新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。

A 個人情報を含むこと、また、万一申請書類が届かない状況が生じた場合に申請者で追跡確認ができるよう、簡易書留やレターパックでの申請をお願いしております。

Q3-9 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。

A 後々に確定申告等で必要となることが想定されることから、コピーしたもので可能です。また、複数の物品を同時に購入した場合や領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は、明細（納品書等）のコピーも提出してください。

Q3-10 領収書だけでよいか。明細も必要か。

A 詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）も提出してください。

Q3-11 レシートも挙証書類となるのか。

A 補助対象の品目が明記されていれば、レシートも挙証書類となります。

Q3-12 領収書等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。

A まずは、購入先で領収書の再発行等を行ってもらえる場合がありますので、購入店などにご相談いただきますようお願いいたします。

再発行の対応ができない場合は、名称の如何を問わず、何らか取引が分かるものを提出してください。例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出することで、領収書等に代えることは可能とします。ご提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。

なお、挙証資料が何も無い場合は、補助対象外とさせていただきます。

Q3-13 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。

A 原則、申請は1回限り（Q3-15の例を除く）なので、追加申請は不可です。

Q3-14 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。

A まとめて申請できます。申請は1回限り（Q3-15の例を除く）なので、必ずまとめて申請するよう注意してください。

Q3-15 複数店舗経営しているが、補助金の交付後に新たに第三者認証取得した店舗がある。追加で補助金の申請はできないか。

A 原則申請は1回限りですが、複数店舗経営している事業者で補助交付決定後に新たに第三者認証取得した店舗に限り、追加申請が1回のみできます。

ただし追加申請は1回のみなので、新たに第三者認証を取得した店舗が複数ある場合は、必ずまとめて申請するよう注意してください。

(Q3-13の場合の追加申請はできません。)

Q3-16 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。

A 必ず事業者又は事業所あての領収書等の提出が必要です。

Q3-17 空気清浄機等が品薄のため、令和4年12月28日までに購入(納品)が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。

A 購入等の実態を確保するために、支払いが終了し、納入まで完了されるようお願いいたします。よって、令和4年12月28日までに支払いが終わっていても、納入がなされないものは補助対象にはなりません。

Q3-18 令和3年11月に物品を購入し、令和3年12月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。

A 令和3年11月に物品を購入していることから、今回の補助対象にはなりません。

Q3-19 レシート等の数が多く、「第1号様式3(1)支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。

A 第1号様式の3(1)支出の部の表を適宜追加して記載いただくか、県ホームページに掲載している「追加記載用様式」に記載して提出してください。

4 補助金の交付について

Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。

A できるだけ速やかに交付できるよう努めますが、申請ごとに領収書等で支払い内容を確認する必要があることから、一定の時間を要することをご理解ください。

申請書類一式を受理後、不備がない場合は1か月以内（第三者認証取得手続き中は、認証取得後）を目処に対応を予定しています。

なお、書類に不備等があれば、確認のために時間を要しますので、申請の際は、十分に申請内容をご確認の上、ご提出ください。

Q4-2 交付されない場合があるのか。

A 審査の結果、補助対象施設や補助対象経費ではなかった場合などにより、交付しない場合や申請額から減額する場合があります。

Q4-3 審査結果は通知されるのか。

A 審査終了後、速やかに確定額とともに通知します。

Q4-4 県からはどのような名義で支払われるのか。

A 県からではなく、県から委託を受けた事務局運営者からの振込になります。皆様の通帳に「(カケン)カンセンボウシシエン」と記帳されます。

なお、お振り込み先の金融機関によって通帳に記帳される文字数に制限があるため、途中までしか表示されない場合があります。

Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。

A 交付できません。同一名義でお願いします。

Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。

A 法人に対する補助金ですので、申請者である法人の口座を指定してください。

Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。

A 概算払いは行いません。精算払いのみです。

Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。

A 口座振込のみとなります。